

＜精華町第2次障害者基本計画改定の考え方＞

第2次計画の構成	改定に係る考え方	第2次計画改定 構成案	章の機能
(全般)	<ul style="list-style-type: none"> 「障害のある人」「障害のある子ども」になるべく表現を統一する。 障害福祉計画と分冊とし、現計画の内容を尊重しつつ、適切な進行管理ができる計画に再編する（「計画期間」に「町が行うこと」を記述する） 障害のある人への合理的配慮を踏まえた刊行物（ルビ付き等）については、別途の調整を検討する。 		
<p>第1章 計画の基本的考え方</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置づけ及び性格</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 計画の策定体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現計画の項目を基本として、端的に整理する。 計画の策定体制については、資料編とする。 	<p>第1章 この計画について</p> <p>1. 法的根拠</p> <p>2. 計画の位置づけと計画期間</p> <p>3. 近年の関連動向</p>	<p>計画の位置づけを規定する</p>
<p>第2章 計画の基本方針</p> <p>1 計画の基本理念 「誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる福祉のまち 精華町」</p> <p>2 基本的視点</p> <p>[1] 障害者の自己決定と自己選択の尊重</p> <p>[2] バランスのとれた障害者福祉サービスの提供体制の充実</p> <p>[3] 地域生活支援や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備</p> <p>3 基本目標</p> <p>[1] ともに育ち、ともに学ぶために</p> <p>[2] 生きがいを持って働くために</p> <p>[3] すこやかにくらしのために</p> <p>[4] 自立した生活をおくるために</p> <p>[5] 安全で快適なくらしのために</p> <p>[6] 共感しあえる地域づくりのために</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町の概況を示す章の後に配置する。 章名が「基本方針」、内容が「基本理念」などとなっているので、整理する。 基本理念の趣旨を継承するが、地域福祉計画等との関係を考慮して、障害者計画に係る理念としての分かりやすさを踏まえた表現とする。 なお、「計画の理念」ではなく「障害福祉に係る理念」とする。 基本的視点は、前提・原則となる内容と、障害福祉計画に係る方針が混在しているため、再編する。 基本目標の内容が、施策（行うこと）となっているため、現内容は施策に係る章に含め、状態像としての目標で再編する。 	<p>第2章 精華町の障害福祉に係る概況と課題</p> <p>1. 手帳所持者数の状況</p> <p>2. 特別支援教育を利用する児童生徒の状況</p> <p>3. 山城南圏域の社会資源の概況</p> <p>4. 住民の意識（アンケート調査結果等の要諦）</p> <p>5. 計画課題</p> <p>（現段階の課題の仮説）</p> <p>[1] 一貫した発達支援</p> <p>[2] 社会参加の拡充</p> <p>[3] 生活支援基盤の確保・堅持（高齢化対応、介助者対応含む）</p> <p>[4] 福祉人材の育成・確保</p> <p>[5] 地域共生社会づくり（移動確保含む）</p>	<p>概況把握に係る内容を記載する。</p> <p>計画課題（行うべきこと≠行うこと）を示す</p>
<p>第3章 本町の障害者を取り巻く状況</p> <p>1 人口の動向</p> <p>2 障害者の状況</p> <p>3 障害福祉サービスの進捗状況</p> <p>4 地域生活支援事業の進捗状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画（「行うこと」を示すもの）の前提となる内容として、前置する。 主要な指標等について本編の掲載とするが、それ以外は資料編で扱う。 計画課題を集約して記載する。 	<p>第3章 理念・原則と計画目標</p> <p>1. 基本理念（町のあるべき姿） 「障害があってもなくても 誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町」……障害福祉分野の理念であることを明示し、社会参加面を付加した試案。</p> <p>2. 3つの原則</p> <p>[1] 基本的な人権の尊重と差別の禁止（合理的配慮に係る内容を含む）</p> <p>[2] 自己決定と自己選択の尊重</p> <p>[3] 地域共生の社会づくり（地域福祉計画を踏まえる）</p> <p>3. 計画目標（基本理念に向かって、求める状態像）</p> <p>[1] 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける</p> <p>[2] 誰もが安心して毎日の生活をおくれる</p> <p>[3] 差別や偏見のない、地域共生社会となっている</p>	<p>基本理念や原則、計画目標を共有する</p>
<p>第4章 基本目標別の施策内容</p> <p>1 ともに育ち、ともに学ぶために</p> <p>(1) 障害の早期発見・早期療育</p> <p>(2) 保育・教育の充実</p> <p>(3) 発達障害などの理解と支援の充実</p> <p>(4) 放課後活動等の充実</p> <p>(5) 自立と社会参加のための支援</p> <p>2 生きがいを持って働くために</p> <p>(1) 働く場の確保</p> <p>(2) 関係機関の連携と多様な就労機会の創出</p> <p>(3) 生きがいづくりの促進</p> <p>3 すこやかにくらしのために</p> <p>(1) 保健・医療サービスの充実</p> <p>(2) 生涯にわたる障害の早期発見と早期対応</p> <p>4 自立した生活をおくるために</p> <p>(1) 総合的な生活支援体制の整備</p> <p>(2) 外出支援の充実</p> <p>(3) 通所サービス事業の充実</p> <p>(4) 公正適正なサービス提供の確保</p> <p>(5) 支援の担い手の確保</p> <p>(6) 権利擁護体制の推進</p> <p>(7) 障害者の社会参加の促進とボランティアの自己実現支援</p> <p>(8) 社会参加の基盤づくりと情報保障の充実</p> <p>5 安全で快適なくらしのために</p> <p>(1) 社会参加を支える福祉のまちづくりの推進</p> <p>(2) 生活の場の確保</p> <p>(3) 防災・防犯対策の推進</p> <p>6 共感しあえる地域づくりのために</p> <p>(1) 福祉交流の推進</p> <p>(2) 交流・ふれあいの機会づくり</p> <p>(3) スポーツ・レクリエーションの機会づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画目標の再編を踏まえて再構成する。 施策の階層と事業の階層（一段下位）を整理し、項目を揃える。 <p>（適切な進行管理のためのポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化した体系とし、なるべく項目数を揃える。 計画期間に役場が行うことを書く。 計画に基づき、事業を実行する。 そのため、予算要求の根拠として、計画を用いる。 計画の実行を測定するための指標を備える。 施策表現に係る術語を精確に用いる。 → 「拡大」であれば対象範囲を広げるもの、「充実」であれば取り組み内容の増進を図るもの、「拡充」であればその両方を行うもの。 	<p>第4章 目標ごとの施策</p> <p>目標1 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける</p> <p>施策1：発達支援の充実 ・ 児童発達支援センター</p> <p>施策2：支援が必要な子どもの早期発見・対応 ・ 医療的ケア児童対応含む</p> <p>施策3：教育・保育の充実</p> <p>施策4：放課後活動等対策の充実</p> <p>施策5：社会参画・就労の促進</p> <p>目標2 誰もが安心して毎日の生活をおくれる</p> <p>施策6：相談と情報提供の充実</p> <p>施策7：日常生活の支援</p> <p>施策8：住まいの確保</p> <p>施策9：保健・医療の確保 ・ 難病対応含む</p> <p>施策10：経済的負担の軽減</p> <p>目標3 差別や偏見のない、地域共生社会となっている</p> <p>施策11：人権文化の醸成と権利の擁護</p> <p>施策12：コミュニケーション支援の充実</p> <p>施策13：移動の確保</p> <p>施策14：福祉人材の育成・確保（ボランティア含む）</p> <p>施策15：防災・防犯対策の充実</p>	<p>計画期間に行うことを示す</p>
<p>第8章 計画の推進に向けて</p> <p>1 進行管理体制の確立</p> <p>2 計画の点検・評価の方策</p> <p>3 計画の具現化の方策</p> <p>4 府・近隣市町村等との広域連携の方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な内容を踏襲しつつ、整理する。 	<p>第5章 計画の推進</p> <p>1. 計画の進行管理</p> <p>2. 圏域・府との連携</p>	<p>計画推進の体制等について示す</p>